

議案第 88 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

本市の総合基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に審議等するため、この条例を制定しようとするものであります。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中

「

羽曳野市総合基本計画審議会	市の総合基本計画についての審議等に関する事項
羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項

」を

「

羽曳野市総合基本計画等審議会	市の総合基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項
----------------	---

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市総合基本計画審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上 記 に 同 じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員	学識経験者 日額 20,000 円	上 記 に 同 じ
	その他の委員 日額 7,000 円	

」を

「

羽曳野市総合基本計画等審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上 記 に 同 じ
	その他の委員 日額 7,000 円	

」に

改める。

執行機関の附属機関に関する条例 新旧対照表

新	旧																		
別表(第2条関係) 1 市長の附属機関 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="208 368 604 416">附属機関の名称</th><th data-bbox="604 368 1113 416">担任する事務</th></tr> <tr> <td data-bbox="208 416 604 464">省略</td><td data-bbox="604 416 1113 464"></td></tr> <tr> <td data-bbox="208 464 604 683"><u>羽曳野市総合基本計画等審議会</u></td><td data-bbox="604 464 1113 683"><u>市の総合基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="208 683 604 730">省略</td><td data-bbox="604 683 1113 730"></td></tr> </table> 2 省略	附属機関の名称	担任する事務	省略		<u>羽曳野市総合基本計画等審議会</u>	<u>市の総合基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項</u>	省略		別表(第2条関係) 1 市長の附属機関 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1189 368 1603 416">附属機関の名称</th><th data-bbox="1603 368 2074 416">担任する事務</th></tr> <tr> <td data-bbox="1189 416 1603 464">省略</td><td data-bbox="1603 416 2074 464"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1189 464 1603 552"><u>羽曳野市総合基本計画審議会</u></td><td data-bbox="1603 464 2074 552"><u>市の総合基本計画についての審議等に関する事項</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1189 552 1603 683"><u>羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議</u></td><td data-bbox="1603 552 2074 683"><u>市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1189 683 1603 730">省略</td><td data-bbox="1603 683 2074 730"></td></tr> </table> 2 省略	附属機関の名称	担任する事務	省略		<u>羽曳野市総合基本計画審議会</u>	<u>市の総合基本計画についての審議等に関する事項</u>	<u>羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議</u>	<u>市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項</u>	省略	
附属機関の名称	担任する事務																		
省略																			
<u>羽曳野市総合基本計画等審議会</u>	<u>市の総合基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項</u>																		
省略																			
附属機関の名称	担任する事務																		
省略																			
<u>羽曳野市総合基本計画審議会</u>	<u>市の総合基本計画についての審議等に関する事項</u>																		
<u>羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議</u>	<u>市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についての審議等に関する事項</u>																		
省略																			

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
羽曳野市総合基本計画 等審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ	羽曳野市総合基本計画 審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円				
	その他の委員 日額 7,000 円		羽曳野市まち・ひと・し ごと創生総合戦略推進会 議委員	その他の委員 日額 7,000 円	
省略			省略		